

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会 計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募 者数	
令和6年度関東信越厚生局 群馬事務所賃貸借契約	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	KAISER ASSET株式会社 東京都中央区日本橋一丁目15番1号	2010001107642	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	7,550,568	7,550,568	100.00%	0				
令和6年度関東信越厚生局 東京事務所賃貸借契約	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	東京建物株式会社 東京都中央区八重洲一丁目4番16号	6010001034998	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	71,164,920	71,164,920	100.0%	0				
令和6年度関東信越厚生局 東京事務所倉庫賃貸借契約	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	東京建物株式会社 東京都中央区八重洲一丁目4番16号	6010001034998	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	4,980,024	4,980,024	100.0%	0				
令和6年度関東信越厚生局 新潟事務所賃貸借契約	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2丁目6番4号	2010001008824	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	9,020,976	9,020,976	100.0%	0				
令和6年度関東信越厚生局 東京年金審査分室賃貸借契 約	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35 号	5120005007271	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	35,411,640	35,411,640	100.0%	0				
令和6年度関東信越厚生局 千葉年金審査分室賃貸借契 約	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	千葉市 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号	6000020121002	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	1,883,772	1,883,772	100.0%	0				
令和6年度東京事務所清掃 業務一式	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	太平ビルサービス株式会社 東京支店 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	2011101012138	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	2,002,440	2,002,440	100.0%	0				
令和6年度東京年金審査分 室清掃業務一式	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	東京ビジネスサービス株式会社 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号	6011101015161	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	1,240,800	1,240,800	100.0%	0				
書類保管業務等単価契約	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	富士倉庫運輸株式会社 東京都江東区枝川一丁目10番22号	2010601028164	会計法第29条の3第5項及び予 算決算及び会計令第99条第8 号（運送又は保管）	17,431,638	17,431,638	100.0%	0				
麻薬取締部ネットワーキン グシステム用ネットワーク回 線・機器の供給及び運用・ 保守一式（再リース）	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	9011101031552	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	1,970,862	1,970,862	100.0%	0				
通信傍受法用記録等装置一 式賃貸借（再リース）	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	NECキャピタルソリューション株式 会社 東京都港区港南二丁目15番3号	8010401021784	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	970,200	970,200	100.0%	0				
液体クロマトグラフ質量分 析計一式賃貸借及び保守 （再リース）	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	NX・TCリース&ファイナンス株式 会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号	7010401157737	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号（競争不存在）	1,277,100	1,277,100	100.0%	0				

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会 計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募 者数	
日本電子製ガスクロマトグ ラフ質量分析計保守	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月1日	日本電子株式会社 東京都千代田区大手町2-1-1	9012801002438	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号(競争不存在)	1,306,800	1,306,800	100.0%	0				
デジタルフォレンジック解 析機器(Magnet Forensics 社製)の調達一式	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月15日	クオリティネット株式会社 東京都千代田区東神田2丁目4番6号	7011101029722	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号(競争不存在)	33,750,200	33,750,200	100.0%	0				
デジタルフォレンジック解 析機器(Cellebrite社製)の 調達一式	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年4月15日	Cellebrite Japan 株式会社 東京都港区浜松町二丁目2番15号	1010401145441	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号(競争不存在)	38,500,000	38,500,000	100.0%	0				
令和6年度麻薬取締部デジ タルフォレンジック(X- Ways Forensics)基礎・初 級研修委託業務	支出負担行為担当官 関東信越厚生局長 武田 康久 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	令和6年5月28日	株式会社ワイ・イー・シー 東京都町田市南町田3丁目44番45号	9012301002748	会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4 第3号(競争不存在)	1,980,000	1,980,000	100.0%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。